

■環境微生物管理に関する規格・基準 ③

医療施設における微生物管理に関する規格・基準

—HEAS-2—

日本医療福祉設備協会が制定したもので、本基準は患者、医療従事者に対する医療環境・衛生環境・快適環境の提供を目的としています。

清浄度クラス	名称	摘要	該当室 (代表例)	参考指標 (平常作業時の 微生物数平均)
I	高度清潔区域	<ul style="list-style-type: none"> ●層流方式による高度な清浄度が要求される区域 ●周辺室に対して正圧を維持 	バイオクリーン手術室 バイオクリーン病室	10CFU/m ³ 以下
II	清潔区域	<ul style="list-style-type: none"> ●必ずしも層流方式でなくても良いが、Iに次いで高度な正浄度が要求される区域 ●正圧を維持 	一般手術室 手術用配盤室 清潔廊下 材料部門の既滅菌室 無菌製剤室 開創照射室 手洗いコーナー	200CFU/m ³ 以下
III	準清潔区域	<ul style="list-style-type: none"> ●IIよりもやや清浄度を下げてもよいが一般区域よりも高度な清浄度が要求される区域 ●IV以降の区域よりも正圧を保つ 	手術部周辺区域 (回復室など) NICU・ICU・CCU 未熟児室 特殊検査・治療室 分娩室・調乳室	200CFU/m ³ 以下
IV	一般清潔区域	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として開創状態でない患者が在室する一般的な区域 ●ほぼ等圧でよい 	一般病室 デイルーム 診療室 待合室 玄関ホール 材料部・検査部の一般区域諸室 X線撮影室、内視鏡室 人工透析室 通常新生児室 物理療法室 調剤室	200～500CFU/m ³ 目標
V	汚染管理区域	<ul style="list-style-type: none"> ●室内で有害物質を扱ったり、臭気の発生が多い室で、室内空気の室外への漏出防止のため、負圧を維持 	RI管理区域諸室 細菌検査室 感染症病室診察室 解剖室 霊安室 患者用便所 使用済みリネン室 汚物処理室	—

[日本医療福祉設備協会病院空調設備の設計・管理指針]

参考文献:環境微生物の測定と評価より抜粋(山崎省二 編)